

2017 年 期 実務補習所 考査問題

(2017 年 11 月～2018 年 10 月)

【税に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<法人税>

問 次の資料に基づき、A株式会社（以下、「A社」という。）の当期における税務上調整すべき金額を計算し、解答用紙に従い当該金額を答えなさい。

なお、税務調整上、加算の場合は「+」、減算の場合は「-」を付し、調整がない場合は「0」と解答すること。

（A社に係る情報）

事業年度	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31
業種	製造業
	青色申告法人
期末資本金	8,000万円（期中において資本金の変動はない）
株主	資本金5億円の上場企業1社のみ
償却方法	車両運搬具以外は法定償却方法 車両運搬具については、償却方法として定額法を選択している。
消費税	税抜方式

<資料>

（当期における減価償却資産等の償却状況等）

（単位：円）

No	種類	取得価額 (支出金額)	当期償却費 (損金経理)	期末簿価	取得日 支出日	備考
1	建物	50,000,000	500,000	37,000,000	H20. 4. 1	※1
2	建物附属設備	1,500,000	62,625	1,437,375	H30. 1. 1	※2
3	車両運搬具	400,000	100,000	300,000	H29. 9. 1	※3
4	器具備品a	270,000	270,000	0	H29. 4. 1	※4
5	器具備品b	180,000	60,000	120,000	H29. 12. 8	※5
6	ソフトウェア	1,500,000	300,000	1,200,000	H29. 6. 6	※6
7	権利金	3,000,000	750,000	2,250,000	H29. 12. 1	※7

（償却率等）

- 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率等、及び平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

	定額法	定率法	改定償却率	保証率
2年	0.500	0.100	—	—
5年	0.200	0.500	1.000	0.06249
12年	0.084	0.208	0.250	0.03870
50年	0.020	0.050	0.053	0.01072

- 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率

	定率法	改定償却率	保証率
2年	1.000	—	—
5年	0.400	0.500	0.1080
12年	0.167	0.200	0.05566
50年	0.040	0.042	0.01440

(備考)

- ※1 建物の法定耐用年数は50年である。なお、前期からの繰越償却超過額が〇〇〇円ある(各自計算せよ)。
- ※2 法定耐用年数は12年である。
- ※3 他社において4年間使用されたものを当期に購入した中古資産であるが、使用可能期間の見積もりは困難である。当該車両運搬具の法定耐用年数は5年である。
また、事業の用に供するにあたり、改良費として200,000円を支出し、損金経理している。なお、改良のために支出した金額は、その車両運搬具の再取得価額(その資産を新品として取得する場合の価額)の50%を超えていない。
- ※4 法定耐用年数は、5年である。
- ※5 器具備品bは当期の12月に取得している。
- ※6 法定耐用年数は、5年である。
- ※7 建物(新築ではない)を賃借するための権利金である。契約期間は4年であり、契約更新に際しては家賃2か月分の権利金の支払いを要する。また、契約更新の意思がない場合にも明け渡しに際して借家権としての転売はできない。

問 以下の文章を読み、内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入しなさい。

- (1) 次に掲げるような付随費用の額は、固定資産の取得価額に算入することができる。
 - ・引取運賃
 - ・購入手数料
- (2) 新設法人などで事業年度の月数が11か月以下となる場合には、一括償却資産に係る損金算入限度額は月数按分して計算する。
- (3) 修理改良のための支出金額が明らかに修理・改良を行う対象資産の価値や耐久性を高めるものであっても、支出金額が20万円未満であれば、修繕費として損金計上することが認められる。

問 甲株式会社(平成29年4月1日～平成30年3月31日)(以下、「甲社」という)の受取配当金等の額は次のとおりである。以下の資料をよく読み、(1)～(4)の各設問に答えなさい。複数の計算方法がある場合は、甲社の法人税額を最も少なくする有利な方法によること。

<資料>

銘柄等	配当等の計算期間	配当等の額
A出資	H28. 8. 1～H29. 7. 31	100,000円
B株式	H29. 1. 1～H29. 12. 31	400,000円
C株式	H28. 10. 1～H29. 9. 30	504,000円
D証券投資信託	H28. 10. 1～H29. 9. 30	400,000円
E株式	H29. 1. 1～H29. 12. 31	750,000円
F証券投資信託	H29. 1. 1～H29. 12. 31	200,000円
G株式	H29. 1. 1～H29. 12. 31	900,000円
H株式	H29. 1. 1～H29. 12. 31	900,000円
I株式	H28. 10. 1～H29. 9. 30	450,000円

※上記表中の配当金に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日とする。

- ・ A出資は、内国法人A協同組合に対するもの(その出資割合は、数年前より4%である)であり、配当等の額の内訳は全額事業分量配当金である。

- ・ B株式は、X国に本店を有するB社（外国法人）の株式であり、甲社は数年前にその発行済株式総数の49%を取得しており、取得後元本に異動はない。なお、B株式会社は特定外国子会社等には該当しない。
- ・ C株式の異動状況は次のとおりである。その配当金に係る基準日は毎年9月30日である。なお、C社の発行済株式総数は15万株であり、ここ数年変化はない。

日付（月/日）	取得	売却	残高
平成29年4月1日			2,400
平成29年8月30日	600		3,000
平成29年9月2日	1,800		4,800
平成29年9月15日		1,200	3,600
平成29年10月24日	1,800		5,400
平成29年11月1日		4,800	600
平成29年11月29日	600		1,200
平成29年12月2日		200	1,000

- ・ D証券投資信託は、公社債投資信託である。
- ・ E株式は、内国法人Eが発行する株式であり、甲社は数年前から保有しており、その保有割合は34%である。
- ・ F証券投資信託は、特定株式投資信託である。
- ・ G株式は、数年前に内国法人Gの発行済株式総数の25%を取得したものであり、当期末までに元本の異動はない。
- ・ H株式は、内国法人Hが発行する株式であり、甲社は、数年前から発行済株式総数の15%にあたる1,500株（取得価額は、1株当たり200円）を保有していた。甲社は、平成29年7月31日に、保有していた全てのH株式を、H社に対し、相対取引により1株当たり600円で譲渡した。表中の配当等の額900,000円は、当該譲渡の代金である。この他にH社は、剰余金の配当を行っていない。また、譲渡直前のH社の資本金等の額は4,500,000円（資本金の額は2,500,000円）である。
- ・ I株式は、内国法人Iが発行する株式であり、甲社は数年前から保有しており、その保有割合は5%である。
- ・ 甲社の当期において費用計上した支払利子・割引料の内訳は次のとおりである。

① 売掛金について支払期日前に支払いを受けたことにより支払った割引料	300,000円
② 受取手形の割引料	600,000円
③ 取引先からの長期借入金（証書借入）の利子	400,000円
④ 社債の利子	300,000円
⑤ 銀行からの手形借入金の利子	300,000円
⑥ 割賦購入資産の取得価額に含めずに区分経理した割賦利息	100,000円
⑦ 固定資産の取得価額に算入した借入金利子	100,000円

- (1) 益金に算入される短期保有株式等に係る配当等の額を答えなさい。
- (2) 控除負債利子の額を答えなさい。なお、計算にあたっては原則法を採用し、当期の支払利子額に乗ずる「総資産に占める株式等の割合」は0.1とする。
- (3) H株式について以下の問いに答えなさい。
 - ① H株式に係るみなし配当の金額を求めなさい。
 - ② 甲社における税務上の有価証券譲渡損益を求めなさい。なお、有価証券譲渡損の場合にはマイナス（△）を金額の前に付すこと。

③ 仮に、甲社が保有するH株式の1株当たりの帳簿価額が500円であった場合、甲社における税務上の有価証券譲渡損益を求めなさい。なお、有価証券譲渡損の場合はマイナス(△)を金額の前に付すこと。

(4) 受取配当等の益金不算入額を①関連法人株式等につき受ける配当等の額、②完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等以外の株式等につき受ける配当等の額、③非支配目的株式等につき受ける配当等の額、④外国子会社から受ける配当等の額に分けて答えなさい。該当がなければ「—」と解答すること。

問 法人税法上の貸倒損失に係る下記文章の空欄①～⑥に当てはまる語句を答えなさい。

(全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

法人の有する(①)について次に掲げる事実が発生した場合には、その(①)の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の(②)又は再生計画認可の(②)があった場合において、これらの(②)により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の(②)があった場合において、この(②)により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議(②)で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
 - イ 債権者集会の協議(②)で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

(回収不能の貸倒れ)

法人の有する(①)につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして(③)をすることができる。この場合において、当該(①)について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして(③)をすることはできないものとする。

(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する(④)について法人が当該(④)の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして(③)をしたときは、これを認める。

- ・債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後(⑤)年以上経過した場合(当該(④)について担保物のある場合を除く。)

なお、取引の停止は、(⑥)な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る(④)については、この取扱いの適用はない。

問 甲株式会社の第1期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）について、1.～4.については各人の役員給与損金算入限度額、5.については甲株式会社における役員給与の損金不算入額を答えなさい。

なお、改定前後の役員給与は不相当に高額ではないものとする。

1. 代表取締役A

報酬として毎月1,000,000円を支給する。

業績が好調なことから、賞与として平成29年12月25日に上半期営業利益の3%に相当する金額3,000,000円を支給する。

2. 専務取締役B

報酬として毎月800,000円を支給する。

平成29年12月25日の取締役会において、平成30年1月以後支給する役員給与について月額100,000円減額することを決定し、支給している。

3. 常務取締役C

報酬として毎月700,000円を支給する。

事前確定届出給与に該当する給与として平成29年7月25日に1,000,000円、平成29年12月25日に1,000,000円を支給する旨を適切に届け出ている。

当事業年度においては、平成29年7月25日に1,000,000円を支給している（その他事前確定届出給与の要件は満たしているものとする）。

4. 取締役D

報酬として毎月600,000円を支給する。

その他渡し切り交際費を平成30年3月25日に1,000,000円支給する。

5. 平成29年6月25日の株主総会において、役員報酬の総額について年間30,000,000円を上限として決議している。

当事業年度において役員給与として損金経理した金額は上記1.～4.において各人に対して実際に支給した金額の合計額である。

この場合における、甲株式会社の役員給与の損金不算入額を答えなさい。

問 丙株式会社（平成30年3月末決算）において、寄附金として損金経理した金額は10,500,000円であり、その内訳は以下のとおりである。

1.～3.の寄附金について、当事業年度における損金算入限度額を答えなさい。

<資料>

- ・ 期末日における資本金は10,000,000円、資本準備金は10,000,000円である。
- ・ 別表四仮計の金額は30,000,000円である。
- ・ 当事業年度は平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間である。

問	寄附先	金額(円)	支出日	備考
1.	日本赤十字社	300,000	平成29年6月25日	(注1)
2.	国立大学法人	200,000	平成30年4月10日	(注2)
3.	丁株式会社	10,000,000	平成30年1月1日	(注3)

(注1) 指定寄附金等に該当する。

(注2) 指定寄附金等に該当する。期末日において未払金として処理している。

(注3) 経営支援のための支援金であるが、再建・整理のためではない。

丙株式会社が発行済株式の90%を保有している。

問 職務執行の対価として付与した新株予約権の損金算入時期の特例制度（法人税法第 54 条の 2）の内容について、以下の問に答えなさい。

(1) 乙株式会社（平成 30 年 3 月末決算）では、役員給与として平成 29 年 6 月 25 日に新株予約権 100 個を役員 E に付与している。

給与等課税事由が生じたため、平成 30 年 3 月 25 日において、役員 E が新株予約権の権利行使をしている。＜資料＞に基づき、この場合における当事業年度における税務上の役員給与損金算入限度額を答えなさい。

＜資料＞

- ・ 新株予約権 1 個につき乙株式会社の株式 100 株を 1,000 円で取得することができる。
- ・ 新株予約権は、平成 30 年 6 月 30 日まで行使することができる。
- ・ 新株予約権の時価は以下のとおり。
付与時…1,000 円/個
権利行使時…2,000 円/個
- ・ 事前確定届出給与の要件を満たしている。

(2) (1)において、給与等課税事由が生じない場合における当事業年度における税務上の役員給与損金算入限度額を答えなさい。

問 交際費に該当する項目を以下ア～コより 3 つ選び、選んだカタカナを答えなさい。

ア： 下請工場、特約店、代理店等となるため、又はするための運動費等の費用で取引関係を結ぶために相手方である事業者に対して金銭又は事業用資産を交付する場合のその費用

イ： 得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用

ウ： 得意先、仕入先その他事業に関係のある者（製造業者又はその卸売業者と直接関係のないその製造業者の製品又はその卸売業者の扱う商品を取り扱う販売業者を含む。）等を旅行、観劇等に招待する費用

エ： 製造業者又は卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用又は一般消費者を旅行、観劇等に招待するために要する費用

オ： 製造業者又は卸売業者が、金品引換券付販売に伴い、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用

カ： 一般の工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用（これらの者に対する通常の茶菓等の接待に要する費用を含む。）

キ： 得意先等に対する見本品、試用品の供与に通常要する費用

ク： 製造業者又は卸売業者が、自己の製品又はその取扱商品に関し、これらの者の依頼に基づき、継続的に試用を行った一般消費者又は消費動向調査に協力した一般消費者に対しその謝礼として金品を交付するために通常要する費用

ケ： 製造業者又は卸売業者が、特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合で、その会議が会議としての実体を備えており、会議に通常要すると認められる費用

コ： 法人がその得意先である事業者に対し、売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しの費用及びこれらの基準のほか得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用

問 以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し、誤っている理由を答えなさい。

なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は内国法人、個人は日本の居住者であることを前提とする。

<p>(1)</p>	<p>【適格現物分配の課税関係】 適格現物分配が行われた場合、現物分配法人においては移転資産の時価譲渡として譲渡損益を認識するが、当該譲渡損益については繰延処理を行うこととなる。 繰延処理された譲渡損益は、現物分配法人と被現物分配法人の完全支配関係が消失した事業年度において、現物分配法人の損金又は益金の額に算入する。</p>
<p>(2)</p>	<p>【非適格株式交換の課税関係】 非適格株式交換が行われた場合においては、株式交換完全子法人の旧株主は、保有していた株式交換完全子法人株式の帳簿価額（取得価額）と交付された株式交換完全親法人株式の時価との差額について、譲渡損益を認識しなければならない。また、交付された株式交換完全親法人の帳簿価額（取得価額）は、時価となる。</p>
<p>(3)</p>	<p>【適格要件－対価】 適格合併・適格分割・適格株式交換において、組織再編の対価として自社株式又は自社の完全親法人株式を交付することができる。なお、これらの対価についてはいずれか一方の株式を交付する場合に限られており、自社株式と自社の完全親法人株式の双方を混合して交付した場合には適格再編とはならない。</p>
<p>(4)</p>	<p>【適格要件－対価】 平成 29 年度税制改正において、スクイーズアウトの特例が創設された。 合併においては、合併法人が被合併法人の発行済株式の過半数を保有している場合には、被合併法人の他の株主（少数株主）に合併の対価として金銭を交付したとしても、これを理由として非適格合併として扱われることはない。</p>
<p>(5)</p>	<p>【適格要件－完全支配関係/分割型分割】 株主 A は、甲社の発行済株式の全部を保有している。この度、甲社（分割法人）が新設分割型分割を行い、株主 A は分割対価として乙社（分割承継法人）の発行済株式の全部のみを取得した。 この分割後に株主 A は甲社株式の全部を第三者に時価で譲渡することを予定しており、乙社株式の全部は継続保有することを予定している。 この場合、当該分割は完全支配関係内分割として、適格分割として扱われる。</p>
<p>(6)</p>	<p>【適格要件－現物分配】 甲社（内国法人）は、A 社（外国法人）と乙社（内国法人）の発行済株式の全部を保有している。または、丙社（内国法人）の発行済株式は A 社と乙社が 1/2 ずつ保有しており、甲社、A 社、乙社、丙社の間には完全支配関係が存在している。 丙社が剰余金の分配として不動産を交付し、A 社と乙社は持株割合に応じて、当該不動産を持分 1/2 ずつの共有とした。この現物分配は、適格現物分配として扱われる。</p>
<p>(7)</p>	<p>【適格要件－株式継続保有】 甲社が乙社を吸収合併する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、共同事業要件により適格合併か否かを判断することとなる。 本件では、乙社の株主は A 社（40）・B 社（40）・C 社（20）の 3 社のみであり、この 3 社間にも支配関係は存在しない。また、3 社とも合併の対価として交付される甲社株式の全部を第三者に譲渡する予定である。 この場合、被合併法人株主の合併法人株式の継続保有が見込まれていないため、非適格合併として扱われる。</p>

問 甲社は乙社を吸収合併した。甲社と乙社に資本関係・持株関係はなく、乙社の合併直前の税務上の貸借対照表（合併にかかる課税計算前）とその他の前提条件は以下のとおりである。

資産 2,000,000 (時価 2,500,000)	負債 600,000 資本金等 100,000 利益積立金 1,300,000
--------------------------------	---

- 甲社は、合併対価として自己の新株のみを交付した。
- 交付された甲社の新株の時価は1,890,000であった。
- 乙社株主が保有する乙社株式の簿価は80,000であった。
- 法人税等（事業税等は除く）の税率は30%とし、源泉所得税等の法人税等以外の税金の処理は無視する。

◆ 当該合併が「適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄①～②に当てはまる金額を解答しなさい。なお、金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

資産 ()	/	負債 合併による未払税金 資本金等 利益積立金
		①

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	/	乙社株式 みなし配当 株式譲渡益
②		

◆ 当該合併が「非適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄③～⑩に当てはまる金額又は科目を解答しなさい。なお、項目名又は金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

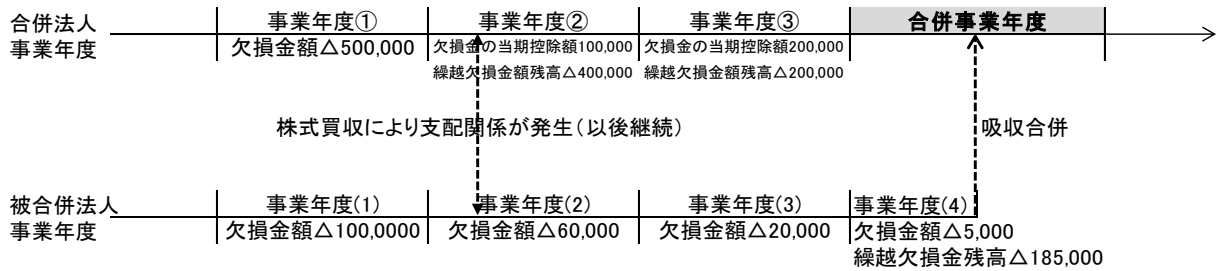
資産 (③)	/	負債 合併による未払税金 資本金等 利益積立金
④		⑤
		⑥
		⑦

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	/	乙社株式 みなし配当 株式譲渡益
⑧		⑨
		⑩

問 以下の設問に答えなさい。

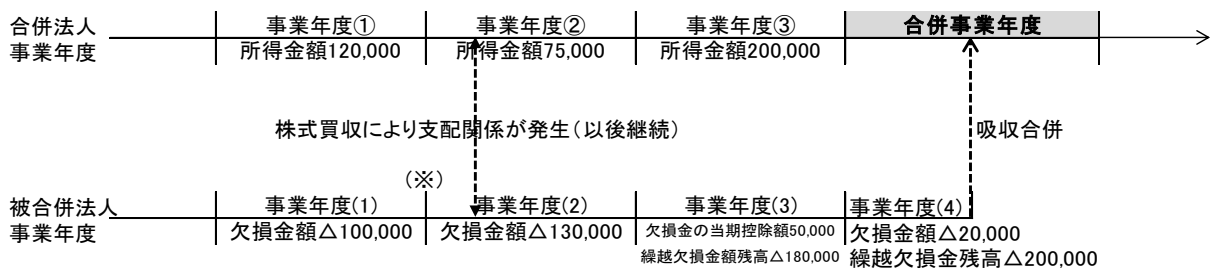
1. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は400,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。

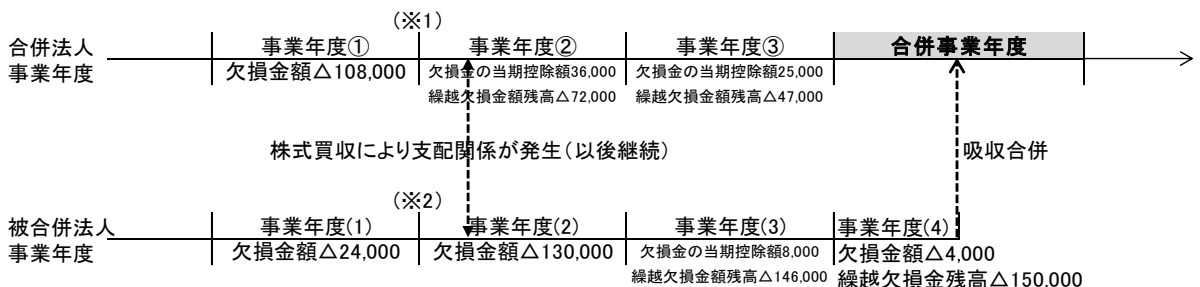
2. 以下の場合において、特例計算の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額300,000である。
- ・(※)の時点において被合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は30,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上は中小法人等に該当する。

3. 以下の場合において、特例計算の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は300,000である。
- ・(※1)の時点において合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は35,000であった。
- ・(※2)の時点において被合併法人の簿価純資産超過額(会社全体の含み損)は50,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上は中小法人等に該当する。

問 連結納税に関する以下の(1)～(4)の記述について、正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。

- (1) 連結親法人（連結納税を適用しているグループの親法人、以下同じ）が、他の内国法人の発行済株式のすべてを保有している子法人のうち、規模が小さく、重要性がない子法人については、届出をすることにより、連結納税の対象に含めないことができる。
- (2) 連結親法人P社が、P社を株式交換完全親法人、C社（株式交換前にはP社が発行済株式70%を保有していた内国法人）を株式交換完全子法人とする適格株式交換により、C社を100%子会社化した場合、C社は連結納税グループに加入することとなり、時価評価対象資産につき、連結納税に加入する直前の事業年度末において、時価評価を行う必要がある。
- (3) 連結納税に加入することとなる子法人は、例外なく、法人税の欠損金は切り捨てとなり、連結納税適用後に使用することができない。
- (4) 連結親法人が、直接保有する連結子法人の株式を譲渡する場合に、当該連結子法人の株主として連結親法人は、税務上、当該連結子法人株式の帳簿価額修正をした上で、譲渡損益を計算することとなる。

問 連結納税に関する以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。

- (1) 完全支配関係のある内国法人間で資産を譲渡する場合に譲渡損益の繰延べの対象となる固定資産等（譲渡損益調整資産）から、譲渡直前の帳簿価額が（ ① ）万円未満の資産は、除外されている。
- (2) 連結親法人による完全支配日以後（ ② ）ヶ月以内に完全支配関係を有しなくなることにより連結グループから離脱する法人（連結グループ内の合併による離脱、及び、完全支配日の属する連結親法人事業年度終了の日後に完全支配関係を有しなくなることにより離脱するものを除く）の有する資産は、時価評価対象資産から除かれる。
- (3) 連結完全支配関係を有しなくなったことにより承認を取り消された法人で、取り消し後（ ③ ）年を経過する日を含む事業年度が終了していない法人は、同じ連結親法人の下での連結納税グループに再加入できない。

(1) 当連結事業年度の法人税率： %（以下から選択し記入しなさい）
 [15.0 / 23.2 / 23.4 / 23.9 / 30.0]

(2) 各社の個別所得金額

- P社： 千円
- A社： 千円
- B社： 千円

(3) P社における連結法人税個別帰属額の精算仕訳及び未払法人税等計上仕訳（法人税のみ）

借 方		貸 方	
科 目	金額（千円）	科 目	金額（千円）
法人税等	⑤	未払法人税等	⑥
⑦	⑧		

問 内国法人であるB株式会社は、東京都台東区に本店を置き、従業員 100 名を有する金属製品製造業を営む非同族会社である。当期（第 30 期：自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）の決算における税金・税効果計算まで完了した最終確定版の貸借対照表（一部抜粋）、損益計算書（一部抜粋）、株主資本等変動計算書、その他の情報は＜資料 1＞に示すとおりである。

＜資料 2＞は当期（第 30 期）のB株式会社の法人税申告書別表一（一）、別表一（一）次葉、別表四（簡易様式）、別表五（一）および別表五（二）である。

＜資料 1＞および＜資料 2＞に示したB株式会社の決算および法人税申告書における解答用紙の空欄①～⑩に入力されるべき数字を答えなさい。解答すべき金額がマイナスの場合には、数字の冒頭に△を付すこと。

＜解答に当たっての注意事項＞

- (1) 消費税は考慮しない。
- (2) ＜資料 1＞および＜資料 2＞に示した事項以外は考慮しない。

＜資料 1＞

1. 税金計算完了後の計算書類（一部抜粋）

(1) 貸借対照表（一部抜粋）

（単位：円）

	前期（平成 29 年 3 月 31 日）	当期（平成 30 年 3 月 31 日）
（流動資産） 繰延税金資産	①	②
（投資その他の資産） 繰延税金資産	③	④
（流動負債） 未払法人税等	⑤	⑥

(2) 損益計算書（一部抜粋）

（単位：円）

税引前当期純利益		57,724,955
法人税・住民税及び事業税	⑦	
法人税等調整額	⑧	⑦+⑧
当期純利益		⑨

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：円）

	資本金	資本準備金(※1)	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	500,000,000	⑩	25,000,000	100,000,000	⑪
当期変動額					
剰余金の配当					⑫
当期純利益					⑨
当期変動額					⑨+⑫
期末残高	500,000,000	⑩	25,000,000	100,000,000	⑬

(※1) 資本準備金は全額、過去の増資において資本金に組み入れなかった部分である。

2. 一時差異項目（一部抜粋）

（単位：円）

	前期 (平成 29 年 3 月 31 日)	当期 (平成 30 年 3 月 31 日)
(短期：流動項目)		
棚卸資産評価損損金不算入額	5,000,000	7,000,000
貸倒引当金繰入超過額	3,000,000	2,000,000
(長期：固定項目)		
減価償却超過額	4,000,000	3,000,000

- ・上記は税効果会計の対象となる一時差異であり、課税所得計算上の計算要素、即ち税務調整項目となる。
- ・上記の法人税申告書への表記に当たっては、いわゆる洗い替え方式（前期における税務調整金額を全額減算認容し、当期における税務調整金額を全額加算する方針）によっている。
- ・法人税申告書における申告調整上、法人税等調整額の加減算については、上記の短期項目と長期項目を区分することなく、洗い替え方式により合算して1本で行っている。

3. 租税公課の納付状況に関する事項

（単位：円）

	前期確定納付	当期中間納付	当期末未納税額
法人税	6,958,700	3,479,300	9,131,300
地方法人税	308,800	154,300	403,900
(合計)	(7,267,500)	(3,633,600)	(9,535,200)
源泉所得税および 復興特別所得税			76,575
住民税 都民税(※2)	1,674,200	837,100	1,760,800
事業税			
所得割	234,800	117,300	330,600
付加価値割	1,324,200	662,100	967,300
資本割	3,281,200	1,640,500	1,640,700
地方法人特別税	770,400	385,200	1,087,200
(合計)	(5,610,600)	(2,805,100)	(4,025,800)

- ・前期確定分は、未払法人税等を取り崩して納付した。
 - ・源泉所得税および復興特別所得税は受取利息 500,000 円に対するものであり、会計上は、損益計算書における法人税・住民税及び事業税に含めて処理している。
 - ・当期中間納付については全て損金経理による処理を行っている。
 - ・事業税のうち付加価値割および資本割については損益計算書の「租税公課」（販売費および一般管理費）に、所得割および地方法人特別税については「法人税・住民税及び事業税」に計上している。
 - ・B株式会社は毎期、当期末未納税額と未払法人税等を一致させる（いわゆるタックスクッションを計上しない）方針を取っている。
- (※2) 東京都23区内の法人は東京都の特例として、市町村民税相当分もあわせて都民税として所管の都税事務所に申告して納付することとされている。

4. 税効果会計に関する事項

前期末及び当期末の実効税率は30%としている。繰延税金資産は全額回収可能とする。

問 以下の資料を読み、当連結事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）における解答用紙の空欄①～⑧に当てはまる適切な語句又は金額を答えなさい。

なお、金額がゼロの場合には「－」と解答し、計算結果に円未満の端数が生じる場合には、小数点以下第 1 位未満を四捨五入して小数点以下第 1 位まで答えなさい。

[資料]

1. P 社、A 社及び B 社は、P 社を連結親法人として当年度より連結納税制度を適用している。
2. P 社は中小連結親法人には該当しない。
3. 前事業年度終了時における各社の控除未済連結欠損金額は以下の通りである（単位：千円）。
なお、A 社及び B 社において発生している欠損金はすべて特定連結欠損金に該当するものとする。

発生事業年度	P 社	A 社	B 社	合計
平成 27 年 3 月期	－	2,500	－	2,500
平成 28 年 3 月期	1,600	－	1,300	2,900
平成 29 年 3 月期	1,200	600	400	2,200
合 計	2,800	3,100	1,700	7,600

4. 当連結事業年度における連結欠損金控除前個別所得金額は以下の通りである（単位：千円）。

P 社	A 社	B 社	合計
4,300	2,000	3,700	10,000

5. 地方法人税及びその他の地方税は考慮しなくてよい。

<所得税>

問 所得税の取り扱いについて、以下の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、選んだカタカナを答えなさい。

- ア：個人事業主の所得税は、原則として1月1日から12月31日までの暦年単位で得た所得に課せられるが、納税地の所轄税務署長への届出により、任意に定める事もできる。
- イ：所得税は、納税者の申告に基づき、課税庁が所得や納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
- ウ：課税総所得金額に対する所得税率は、課税総所得金額が大きくなるにつれて税率が高くなる超過累進税率を採用している。
- エ：所得税では、課税対象となる所得を10種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により、所得金額を計算している。

問 所得税の原則的な計算手順として、最も適切なものをア～エから選び、選んだカタカナを答えなさい。

(A)	課税対象となるそれぞれの所得について、その種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
(B)	所得の税率を乗じて、算出所得税額を計算する。
(C)	医療費控除、社会保険料控除、配偶者控除などの所得控除を行う。
(D)	損益通算、純損失・雑損失の繰越控除を行う。
(E)	住宅借入金等特別控除、配当控除などの税額控除を行う。

- ア：(A)→(C)→(B)→(D)→(E)
- イ：(A)→(D)→(C)→(B)→(E)
- ウ：(A)→(B)→(E)→(C)→(D)
- エ：(A)→(D)→(E)→(B)→(C)

問 所得税における各種所得の金額の計算上、控除される金額に関する以下の記述のうち、最も不適切なものをア～エから選び、選んだカタカナを答えなさい。なお、所得に係る収入金額については、いずれも最小限控除される額を超えているものとする。

- ア：利子所得の金額の計算上、収入金額から控除される金額はない。
- イ：給与所得の金額の計算上、収入金額からその収入金額に応じて計算される給与所得控除額が控除される。
- ウ：退職所得の金額の計算上、収入金額からその収入金額に応じて計算される退職所得控除額が控除される。
- エ：公的年金等に係る雑所得の金額の計算上、収入金額からその者の年齢と収入金額に応じて計算される公的年金控除額が控除される。

問 不動産所得に関連する以下の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、選んだカタカナを答えなさい。

- ア：原則、納税地は納税者の住所地となるが、貸付不動産の所在地を納税地とする選択届出書を所轄税務署に提出すれば、その地を納税地として申告することができる。
- イ：家賃、礼金、更新料、保証金、敷金等で返還不要部分は、不動産所得の総収入金額に含める。
- ウ：貸付不動産に係る固定資産税、修繕費、火災保険料、減価償却費、貸付不動産を購入するために借り入れた借入金の利子は、不動産所得の計算上、必要経費となる。
- エ：アパートの貸付規模が事業的規模に満たない場合でも、青色事業専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、その年分の必要経費に算入できる。

問 Aさんは、加入していた期間15年の養老保険の満期返戻金等の支払いを受けた。下記資料に基づき、Aさんの一時所得として総所得金額に算入される金額をア～エから選び、選んだカタカナを答えなさい。なお、Aさんには、このほかに一時所得に該当する収入はないものとする。

<資料>

- ・養老保険の満期返戻金等 724万円
- ・既払込保険料等 568万円（Aさんが負担）
- ア：28万円
- イ：53万円
- ウ：78万円
- エ：128万円

問 所得税における所得控除に関する次の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、選んだカタカナを答えなさい。

- ア：社会保険料控除の対象となるのは、納税者が自己又は自己と生計を一にする親族の社会保険料を負担した分に限られる。
- イ：障害者控除は、納税者が障害者に該当する場合のほか、納税者の控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合にも適用を受けることができる。
- ウ：事業専従者控除の対象となっている扶養親族でも、年中の合計所得金額が38万円以下であれば、扶養控除の対象となる。
- エ：新契約に係る生命保険料控除は、一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除、介護医療保険控除からなり、それぞれの控除限度額は4万円である。

問 所得税の医療費控除及び特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）に関する記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、選んだカタカナを答えなさい。

- ア：人間ドッグや健康診断に要した費用が、医療費控除の対象となることはない。
- イ：各年において医療費控除として控除することができる額の上限は、200万円である。
- ウ：インフルエンザワクチンの予防接種などの一定の取組に要した費用は、セルフメディケーション税制の対象となる支払額に含めることができる。
- エ：従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を重複適用することはできないが、年度毎に医療費控除とセルフメディケーション税制を選択する事は可能である。

問 会社員である B さんの平成 30 年分の給与所得の源泉徴収票に関する以下の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、選んだカタカナを答えなさい。なお、B さんは、妻の C さん、長女の D さん、長男の E さんの 4 人家族であり、B さんには下記給与所得以外の所得はないものとする。

ア：B さんの給与所得の金額は、720 万円である。

イ：B さんは、配偶者控除（控除額 38 万円）の適用を受けることができる。

ウ：B さんが適用を受ける扶養控除の控除額は、76 万円である。

エ：源泉徴収税額（20 万 3,000 円）は、所得税および復興特別所得税の合計額である。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票																	
支払 を受け る者	住 所	東京都渋谷区×××										(受給者番号)					
												(個人番号)					
												(役職名)					
												氏名 (フリガナ) B B					
種別		支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額						
給与・賞与		7,200,000			5,280,000			2,315,500			203,000						
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く)		非居住者である親族の数				
有無*		老人			特定			老人			その他		特別		その他		
		円			人 従人 内			人 従人 内			人 従人 内		人 従人 内				
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
内			円			円			円			円					
1,068,000			107,500														
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新保料		生保料		命保料		円		旧保料		生保料		命保料		円	
90,000																80,000	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除		住宅借入金等特別控除		住宅借入金等特別控除		円		住宅借入金等特別控除		住宅借入金等特別控除		住宅借入金等特別控除		円	
		円		円		円				円		円		円			
控除対象配偶者		(フリガナ) C		氏名 C		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金等		円		旧長期損保料の金額	
個人番号								240,000		円				円			
1		(フリガナ) D		氏名 D		区分		16歳未満の扶養親族		1		(フリガナ) E		氏名 E		区分	
個人番号								2		(フリガナ)		氏名		区分			
2		(フリガナ)		氏名		区分		3		(フリガナ)		氏名		区分			
3		(フリガナ)		氏名		区分		4		(フリガナ)		氏名		区分			
4		(フリガナ)		氏名		区分				(フリガナ)		氏名		区分			
未 成 年		外 国 人		死 職 亡 退		災 害 者		乙 種		未 入 籍 者		妻 婦 一 般		専 業 夫		勤 生 学	
																中途就・退職	
																受給者生年月日	
																29 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	
																* 50 9 6	
支 払 者		個人番号又は 法人番号		住所(所在地)		氏名又は名称		東京都渋谷区		株式会社CPA商事		(電話) 03-4567-8901					
番 号								整理番号		0 0 5 5 2 0 7 1							

問 所得税における住宅借入金等特別控除（いわゆる「住宅ローン控除」）に関する以下の記述のうち、適切なものをア～エから全て選び、選んだカタカナを答えなさい。

- ア：住宅ローン控除の対象となる居住用の家屋は、建築後使用されたことのない新築の家屋だけでなく、中古家屋も対象となる場合がある。
- イ：住宅ローン控除の対象となる家屋については、床面積が 50 m²以上であり、その 2 分の 1 以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
- ウ：住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者のその年分の合計所得金額が 3,000 万円以下でなければならない。
- エ：住宅ローン控除の対象となる住宅借入金は、その償還期間が当初 10 年以上であれば、その後、繰上返済等により 10 年未満となった場合でも、住宅ローン控除を適用することができる。

<相続税>

問 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句または数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、子であり、第二順位は直系尊属、第三順位は（ ① ）である。なお、被相続人の（ ② ）は、各血族相続人と並んで常に相続人となる（民 887、889、890）。
- (2) 法定相続人が配偶者と子の場合の配偶者の法定相続割合は（ ③ ）、法定相続人が配偶者と直系尊属のみの場合の配偶者の法定相続割合は（ ④ ）、法定相続人が配偶者と兄弟姉妹のみの場合の配偶者の法定相続割合は（ ⑤ ）となっている。なお、内縁の妻及び夫（事実上は婚姻関係にあると認められるが、婚姻届が出されていない場合）には相続権は（ ⑥ ）。
- (3) 養子の種類には（ ⑦ ）養子と特別養子があり、（ ⑦ ）養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。
- (4) 遺産の分割方法には、現物分割、（ ⑧ ）、換価分割、共有とする分割の 4 種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から（ ⑨ ）ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (6) 各遺留分権利者には、法定相続割合に応じて原則としてその（ ⑩ ）、ただし、直系尊属のみが相続人の場合には 3 分の 1 の遺留分が配分される。

問 甲（70 歳）には、長男の乙（40 歳）、次男の丙（38 歳）、長女の丁（35 歳）がおり、配偶者はすでに死亡している。公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から以下（1）～（4）の相談を受けた。それぞれ、どのように答えるか、答えなさい。

<現在（平成 30 年 3 月 31 日）の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産

- ・預金 2 億円
- ・非上場株式 1 億 5,000 万円
- ・自宅土地 1 億円
- ・自宅建物 5,000 万円
- ・生命保険金（甲が被保険者・契約者、法定相続人が受取人） 1 億円
- ・墓地 500 万円

2. 甲の債務

- ・借入金 1 億円
- ・未払金 200 万円

- (1) 「仮に私（甲）が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるのでしょうか？」
 （なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。）
- (2) 「贈与税の制度は二つあるように聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか？」
- (3) 「相続税が高額になりそうなので、今年（平成 30 年）中に、預金のうち 1,500 万円を長男乙に贈与したいと考えているのですが、上記の(2)のそれぞれの制度に基づいて計算した場合に贈与税はいくらになるのでしょうか？ なお、これまでに私は乙に贈与をしたことはありません。」

- (4) 「私の場合には、まだ10年は生きると思うので、10年かけて現金3,000万円を子供たちに贈与をしていきたいと考えているのですが、税金を低い額にするためにはどちらの制度で贈与すべきでしょうか。」

①相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
千円以下		千円
10,000	10%	—
30,000	15%	500
50,000	20%	2,000
100,000	30%	7,000
200,000	40%	17,000
300,000	45%	27,000
600,000	50%	42,000
千円超		
600,000	55%	72,000

②贈与税の速算表

ア. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
4,000	15%	100
6,000	20%	300
10,000	30%	900
15,000	40%	1,900
30,000	45%	2,650
45,000	50%	4,150
千円超		
45,000	55%	6,400

イ. ア以外の場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
3,000	15%	100
4,000	20%	250
6,000	30%	650
10,000	40%	1,250
15,000	45%	1,750
30,000	50%	2,500
千円超		
30,000	55%	4,000

<消費税>

問 以下の条件をもとに会計一郎の平成 X 8 年分の消費税及び地方消費税を計算し、申告書を作成しなさい。

○前提条件（すべて国内取引であり、課税仕入れの内容の帳簿記載要件及び請求書等の保存要件は満たしている。）

課税事業者名	会計 一郎
住所及び事業所	〇〇市〇〇町〇-〇
申告区分	個人の青色申告事業者
事業の内容	〇〇販売業
消費税の会計処理	会計帳簿は、税込経理方式で記帳しており、事業ごとに課税売上高を区分している。
従業員等の状況	青色事業専従者（妻）、従業員 1 名の合計 2 名
基準期間の売上高	平成 X6 年〔基準期間〕の課税売上高が、2,000 万円であったので、平成 X8 年は、初めて消費税の課税事業者になった。 (注) 平成 X9 年も課税事業者である。
届出関係	平成 X7 年 10 月に〇〇税務署へ「消費税課税事業者届出書」を提出している。 (注)「消費税簡易課税制度選択届出書」は提出していない。

○平成 X8 年の取引状況（すべて税込金額で記載）

平成 X8 年の売上関係、仕入原価関係、経費関係等の数値は、次のとおりである。

なお、業務用固定資産の取得はない。

①売上関係に関する取引			
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	①	25,560,000 円	（内訳） 商品売上 23,760,000 円 家事消費 1,320,000 円 従業員の社宅家賃 480,000 円
②仕入原価関係に関する取引			
期首商品棚卸高	②	504,000 円	免税事業者であった期間中の仕入れに該当するものである。 (注) 商品棚卸高の明細はきちんと作成し、保存している
（当期の）仕入金額	③	15,858,000 円	すべて課税対象である。
小計（②+③）	④	16,362,000 円	
期末商品棚卸高	⑤	604,000 円	
差引原価（④-⑤）	⑥	15,758,000 円	
③経費関係に関する取引			
租税公課	⑧	181,000 円	
荷造運賃	⑨	69,000 円	すべて課税対象である。
水道光熱費	⑩	375,000 円	すべて課税対象である。

旅費交通費	11	240,000 円	すべて課税対象である。
通信費	12	186,000 円	すべて課税対象である。
広告宣伝費	13	205,000 円	すべて課税対象である。
接待交際費	14	158,000 円	地元商店会の方への慶弔費が 80,000 円ある。
損害保険料	15	162,000 円	
修繕費	16	152,000 円	すべて課税対象である。
消耗品費	17	445,000 円	すべて課税対象である。
減価償却費	18	228,000 円	
福利厚生費	19	496,000 円	従業員への病気の見舞金が 20,000 円ある。
給料賃金	20	3,000,000 円	
利子割引料	22	156,000 円	
地代家賃	23	180,000 円	地代家賃は、すべて客用駐車場代で、課税対象のものである。
雑費	31	480,000 円	商工会・商工会議所・青色申告会・同業者団体等の通常会費が、72,000 円含まれている。 (注) それ以外はすべて課税対象のものである。
経費計	32	6,713,000 円	
④所得金額の計算			
差引金額 (1-6-32)	33	3,089,000 円	
専従者給与	38	960,000 円	
青色申告特別控除前の所得金額	43	2,129,000 円	
青色申告特別控除	44	100,000 円	
所得金額 (43-44)	45	2,029,000 円	

【特記事項】 事業主借の中に、事業用の銀行預金の受取利息 20,000 円が含まれている。

<地方税>

問 住民税に関する説明文の空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。

- ・ 法人住民税は、法人税割及び(①)で構成される。
- ・ 法人税割の課税標準は、(②)額である。
- ・ 法人住民税の分割基準は、(③)数である。
- ・ 個人住民税の(④)とは、給与支払者が、納税義務者である給与所得者に代わって毎月給与所得者に支払う給与から個人住民税を徴収して納付することをいう。

問 法人事業税に関する説明文の空欄⑤～⑧に当てはまる語句を答えなさい。

- ・ 法人事業税の課税標準は、貸借対照表の(⑤)の額が1億円を超える会社については付加価値割、(⑥)及び所得割の3種類である。
- ・ 付加価値割及び(⑥)は、原則として、損益計算書の(⑦)として表示する。
- ・ 付加価値割及び(⑥)のうち納付されていない税額は、貸借対照表の流動負債の区分に(⑧)として表示する。

問 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A 収益配分額、B 雇用安定控除額及びC 課税標準となる付加価値額を答えなさい（下記条件以外を考慮する必要はない）。

(条件)

報酬給与額	2,000	百万円
支払利息	100	百万円
受取利息	500	百万円
支払賃借料	700	百万円
受取賃貸料	200	百万円
単年度損益	△550	百万円

<その他の税>

問 土地、建物等の譲渡所得について述べた以下の文章について、空欄①～⑥に当てはまる語句又は数字を答えなさい。

<土地、建物等（分離課税）の譲渡所得>

土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と総合せずに特別の税率を適用して税額を計算することとしている。短期譲渡所得と長期譲渡所得は、譲渡のあった年の1月1日において所有期間が（①）年を超えるかどうかにより区分することになっている（措法31）。

【譲渡所得の計算】

譲渡価額 ※1	—	（②）及び譲渡費用 ※2	—	特別控除額 ※3	=	譲渡所得の金額
------------	---	-----------------	---	-------------	---	---------

【税率】

	所得税	住民税
長期の場合（分離長期一般資産）	（③）%	（④）%
短期の場合（分離短期一般資産）	30%	9%

※1：土地建物の売却の時期（所基通 36-12）

（原則）譲渡契約に基づいて譲渡所得の対象となる資産を買主などに引渡した日
（例外）引渡し未了であっても譲渡契約の効力発生の日をもって譲渡の日とすることも認められる。

※2：（②）

売却した土地建物の購入代金、建築代金、購入手数料のほか設備費や改良費も含まれる。建物の（②）は、購入代金、購入手数料などの合計額から減価償却相当額を差し引いた金額となる。なお、売った土地建物の買い入れた時期が古いなどの理由で（②）が分からない場合もあるため、（②）の額を譲渡価額の（⑤）%とすることができる（実際の（②）が譲渡価額の（⑤）%よりも少ないときも同様）。

譲渡費用（所基通 33-7）：

- ・ 譲渡に際し支出した仲介手数料、運搬費、登記若しくは登録に要する費用、その他当該譲渡のために直接要した費用等
- ・ 立退き料、土地譲渡のため、その土地の上にある建物の取壊し費用他

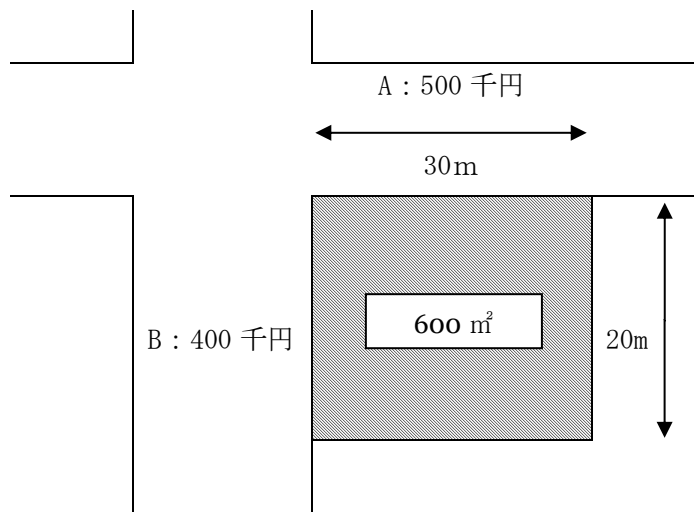
※3：通常はないが、マイホームを売った場合の（⑥）万円の特別控除などの各種特例がある。

詳細は以下のとおり。特別控除の適用が複数ある場合、最高限度額は5,000万円となる。

項目	特別控除
居住用財産を譲渡した場合	（⑥）万円
収用交換等のために土地等を譲渡した場合	5,000万円
特定土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円
平成21年又は平成22年に取得した土地を譲渡した場合	1,000万円

問 路線価方式による宅地の評価について、「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成 19 年分以降用）」を参考に、以下の文章の空欄①～④に当てはまる語句又は金額を答えなさい。

自用地（2 路線に面する宅地）の評価額



A の地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：500 千円）

B の地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：400 千円）

【評価額の算定】

A と B のうち正面路線は（ ① ）で、その奥行価格補正率考慮後の路線価は（ ② ）円となる。

次に、側方路線影響加算額を算定する。側方路線の路線価に奥行価格補正率及び側方路線影響加算率を乗じて（ ③ ）円となる。

最後に正面路線価（ ② ）円と側方路線影響加算額（ ③ ）円及び地積 600 m²を乗じることで、この自用地の評価額は（ ④ ）円と算定される。

問 次の文章は、相続税財産評価基本通達の株式等の評価について定められている部分を一部抜粋したものである。下記の文章の空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。

1. 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。

- (1) (①)
- (2) 気配相場等のある株式
- (3) (②)
- (4) 株式の割当てを受ける権利

：

- (8) ストックオプション
- (9) 上場新株予約権

2. (②) の価額は、評価しようとするその株式の発行会社が大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて評価し、大会社、中会社及び小会社の株式の価額は、それぞれ次による。

- (1) 大会社の株式の価額は、(③) 価額によって評価する。
- (2) 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。
(③) 価額 × L + 1 株当たりの (④) 価額 × (1 - L)
- (3) 小会社の株式の価額は、1 株当たりの (④) 価額によって評価する。

問 以下の説例において、以下の<概要>及び<参考資料>を参考にして、補習良子さんが取得する株式の評価額を答えなさい。なお、解答にあたっては、解答用紙の指示に従い、選択すべき評価方式、その理由、評価額（計算過程含む）を記載すること。

<概要>

1. 補習良子さんは、(株)会計物産の元取締役であった補習正夫さんの妻であり、夫である補習正夫さんが平成29年7月10日に死亡した。
2. 補習正夫さんが所有していた(株)会計物産の株式は全て補習良子さんが取得する。

<参考資料>

1. (株)会計物産の状況

(1) 法人の概要

- ①事業内容：卸売業（100%）
- ②直近事業年度：平成29年3月31日
- ③資本金：50,000千円（近年増資は行っていない。）
- ④発行済株式総数：100,000株（すべて普通株式）
- ⑤当該会社は、特定の評価会社には該当しない。

(2) 株主の状況

平成29年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりである。

氏名	続柄等	役職	株式数	備考
会計 一郎	—	代表取締役	40,000	
会計 美子	会計一郎の妻	—	5,000	
会計 和夫	会計一郎の長男	常務取締役	10,000	
会計 俊雄	会計一郎の弟	専務取締役	15,000	
市谷 肇	—	取締役	10,000	
補習 正夫	会計一郎の友人	元取締役	10,000	H27.5 退任
協会 治朗	—	監査役	10,000	
計			100,000	

(3) 法人の平成29年3月期の決算等の概要

- ①貸借対照表資産の部合計：802,369千円
- ②平成29年3月期1年間の取引金額は、778,820千円であった。
- ③平成29年3月期の当期純利益（税引後）は、27,500千円であった。
- ④平成29年5月25日の株主総会で、剰余金の処分として、総額888千円の配当を決議した。なお、当該配当金支払の効力が生じるのは、平成29年5月26日であり、前年度も同額の配当を実施している。

(4) 当該会社の相続税評価額

財産評価基本通達に従って、当該評価会社の株式の評価額を算出したところ、次のとおりとなった。

原則的評価方式による株価： 3,200円/株
 特例的評価方式による株価： ?円/株

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning